

一般名処方^{及び} 長期収載品の選定療養について

■当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした「一般名処方」を行う場合があります。

【一般名処方とは】

医師がお薬の「商品名」を指定せず、「有効成分」の名称で処方を行うことを言います。

これにより、供給不足のお薬であっても有効成分・効果効能が同一であれば、複数のお薬から選ぶことができるようになり、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

【長期収載品の選定療養について】

令和6年10月1日より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬で、患者様のご希望により先発医薬品（長期収載品）が処方される場合には、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として患者様にご負担いただくこととなりました。

ただし、医師が医療上必要と認めた場合や後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。